

令和7年度熊野市奨学生（支給）の募集要項

1. 目的

熊野市奨学金支給規則に基づき、本人又は、生計を一にする家族が熊野市に生活の本拠を有し、高等学校、高等専門学校、短期大学及び大学に入学し又は在学する人で、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学が困難な人に対し、熊野市奨学金を支給して卒業後社会に貢献してもらうことを目的としています。

※ 専修学校に入学又は在学する人は、募集対象ではありません。

2. 支給金額

(1) 高等学校に在学する人	1人年額	6万円以内
(2) 高等専門学校及び短期大学に在学する人	1人年額	7万2千円以内
(3) 大学に在学する人	1人年額	15万6千円以内

3. 募集人員 10人以内

4. 募集期間 令和7年4月10日（木）～ 令和7年4月25日（金）

※申請書類提出は、4月25日必着です。

5. 申請書

4月10日から教育委員会で配付します。

郵送を希望する場合は、送付先住所を記入の上、180円切手を同封し、教育委員会へ請求してください。

6. 申請手続き

次の書類を熊野市教育委員会に提出してください。なお、下記書類に押印いただく場合は、全ての書類で印を統一してください。また、本人と保証人の印は、別の印にしてください。（インキ浸透印は不可です）

(1) 奨学金支給申請書（様式第1号）

(2) 履歴書（様式第2号）

(3) 合格通知書又は在学証明書

※合格通知書のコピーを提出したい場合は、原本とともにコピーを持参してください。（原本とコピーを確認後、原本を返却します。）

※在学証明書は学校に請求してください。

(4) 在籍校又は出身学校の推薦書（様式第3号）

※在籍校（新入生については出身学校）に提出し、記入を依頼してください。なお、封筒に入れて緘印がおされたものを、開封しないで提出してください。封緘されていない状態のものは受け付けません。

(5) 家庭の状況調書（様式第4号）

※月収が不明な場合は、所得証明書に記載されている「給与所得金額」の1/2を記入してください。

(6) 指導要録（写）又は前学年末の成績証明書

※在学校に請求してください。また、新入学した生徒は出身学校に請求します。なお、封筒に入れて緘印が押されたものを、開封しないで提出してください。封緘されていない状態のものは受け付けません。

(7) 本人と保護者の住民票

※本人と保護者の住民登録地が同じ場合、本人と保護者が記載された住民票1通のみで結構です。

また、家族全員の記載および「本籍地」の記載は不要です。なお、「世帯主」と「続柄」は記載してください。

(8) 令和6年度の所得証明書（令和5年分の所得についてのものです。）

※市役所の税務課に請求してください。ご両親ともに収入がある場合は、両方の所得証明書を提出してください。

7. 申請書類提出先（問合せ先） 熊野市教育委員会 学校教育課 TEL 89-4111
(内線 410、413)

受付時間 8:45～16:30

※ 平日の12:00～13:00および土・日曜日を除く。平日の12:00～13:00に提出を希望される場合は、提出当日の朝10時までに電話にてご連絡ください。

8. 選考

熊野市教育委員会において選考し、これを本人に通知します。（6月初旬頃）

9. その他

- (1) 「支給」と「貸与」の両方に申請することが出来ますが、採用される場合は、どちらか一方になります。
また、兄弟姉妹で同時に申請することが出来ますが、「支給」での2人以上の同時採用はありません。
採用される場合は、1人になります。
 - (2) 同一世帯で兄弟姉妹が、熊野市奨学金支給規則に定める奨学金を受給している時は、申請が出来ません。
 - (3) 同一世帯について、熊野市奨学金支給規則、熊野市奨学金貸与規則および熊野市近畿大学工業高等専門学校生徒奨学金貸与規則に定める奨学金を合わせて、のべ2人までの採用となります。
(昨年度までの採用者も含みます)
- (例) 高等学校在籍の時に熊野市奨学生として採用された人が、大学在籍の際に再度、熊野市奨学生にお申込みになり採用された場合、同じ世帯から、のべ2人の採用となります。
その後、同一世帯からの熊野市奨学生へのお申込みは出来ません。